

# 公益財団法人しまね農業振興公社農地 中間管理事業の実施に関する規程

(事業実施の基本方針及び推進体制)

第1条 公益財団法人しまね農業振興公社（以下「公社」という。）は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第3条の規定により島根県知事（以下「知事」という。）が作成する農地中間管理事業の推進に関する基本方針に即して、農地中間管理事業（法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

- 2 公社は、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の策定主体であり農地行政の基本単位である市町村、目標地図（基盤法第19条第3項の地図をいう。以下同じ。）の素案の作成を行う農業委員会、加えて農業協同組合、土地改良区等との連携を密にして、地域計画の実現に向けて一体的に業務を推進するものとする。
- 3 公社は、地域計画の策定にあたって、農地集積相談員を可能な範囲で地域別に配置し、農業者等の協議の場（基盤法第18条第1項の協議の場をいう。）に積極的に参加するとともに地域計画の策定に向けて、市町村及び農業委員会への積極的な協力を行うものとする。
- 4 公社は、法第19条の規定による市町村等の協力及び法第18条第11項の規定による農業委員会からの要請（以下「農業委員会の要請」という。）を活用しつつ、農用利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）を作成するものとする。

(事業実施区域)

第2条 公社が農地中間管理事業を実施する区域は、島根県における区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）を除く。）とする。

(事業対象農用地等)

第3条 公社が行う農地中間管理事業の対象地は、次に掲げる土地（以下「農用地等」という。）とする。

- 一 農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）及び農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの（以下「農用地」という。）
- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の

目的に供される土地

三 次に掲げる農業用施設の用に供される土地

ア 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設

イ 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調整施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、乾燥、調整、貯蔵、出荷、加工処理又は販売の用に供する施設

ウ たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設

エ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設

四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地

2 前項第3号に掲げる農業用施設の用に供される土地について実施する農地中間管理事業は、農用地につき実施する当該事業と併せて行う場合に限るものとする。

（重点的に実施する区域）

第4条 公社は、地域計画の区域内において、農地中間管理事業を重点的に実施するものとする。

2 公社は、前項の区域以外で第2条に規定する区域においても、農地中間管理事業を行うことができるものとする。

（農地中間管理権を取得する農用地等の基準）

第5条 公社が農地中間管理権（法第2条第5項に規定する「農地中間管理権」をいう。以下同じ。）を取得する農用地等の基準は、地域計画の区域外にあっては、原則として効率的な農作業が展開し得る程度にまとまった又はまとまる予定のおおむね50㌥以上の農用地等であって、地域の農用地利用の効率化及び高度化の促進に資すると認められるものであることとする。

ただし、当該農用地等の所在する地域における農業経営の状況を勘案し、市町村及び農業委員会の意見を聴いて別に定める場合にあってはこの限りでない。

2 前項に加え、区域別に定める基準は次のとおりとする。

一 地域計画の区域内の農用地等については、目標地図の実現に向けて、遊休農地（所有者不明農地を含む。）を含め、積極的に農地中間管理権を取得するものとする。ただし、当該農用地等が目標地図において「今後検討等」とされているなど、借受希望者が明確でない場合又は1号

遊休農地の黄色区分（現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項第1号の遊休農地）のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできず、基盤整備事業の実施

など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地をいう。)であつて、基盤整備事業による利用条件の改善が予定されていない場合はこの限りでない。

- 二 地域計画の区域外の農用地等については、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があると認められる場合には、第7条第1項に規定する要件に適合する借受者が見込まれないときを除き、農地中間管理権を取得することを検討するものとする。
- 3 公社は、前項にかかわらず、農用地等として利用することが著しく困難なものとして次に掲げるものについては、農地中間管理権を取得しないものとする。
  - 一 農業委員会による利用状況調査において再生利用が困難と判定されている荒廃農地（荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づきB分類に判定された農地）
  - 二 用排水や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていないもの。
- 4 前項第二号については、別途詳細の基準を定めることができるものとする。

#### （農地中間管理権の取得の方法）

- 第6条 公社は、地域計画の区域内農用地等においては、地域計画の達成に資するよう、市町村、農業委員会、市町村農業公社、その他関係機関と連携して、地域計画の区域内の農用地等の所有者等に対し、農地中間管理権の取得に向けた協議の申し入れを積極的に行うほか、農用地等の所有者からの申出に応じて協議を行うものとする。この場合、農用地等の所有者等の意向を踏まえた上で、権利の設定に当たっての具体的な内容(促進計画の記載事項である権利設定の始期・終期、存続期間、借賃、借賃の支払方法等)の協議を計画的に行うものとする。
- 2 公社は、地域計画の区域外の農用地等において、農地中間管理権を取得する際には、農業委員会の要請又は法第19条第2項の規定による促進計画の案の提出があつた場合を基本として、農用地等の所有者等との協議を行うものとする。
  - 3 公社は、地域計画の区域の内外を問わず、市町村、農業委員会等と協力し、農用地等が、ある程度まとまるような形で貸付けができるよう考慮しながら農地中間管理権を取得するものとする。
  - 4 公社は、一括方式(農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を一の促進計画で行うことをいう。)によるほか、一括方式によらない場合であっても、公社が借受希望者に可能な限り短期間で貸し付けることができる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。
  - 5 農地中間管理権の存続期間又は残存期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう、原則として10年以上となるようにするものとする。  
ただし、所有者等がこれよりも短い期間を希望する場合等には、協議により短期の

設定を行うことができる。

- 6 公社は、利用意向調査(農地法第32条及び33条)によって公社への貸付けの意向が示され、又は公社と協議すべき旨の勧告(同法第36条)を受けた遊休農地について、遊休化の解消に向けた措置が講じられれば貸付けが行われると見込まれる場合には、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すとともに、遊休農地解消に向けた国等の予算事業の活用と併せて農地中間管理権の裁定に係る申請(同法第37条)を検討するものとする。
- 7 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法(昭和24年法第195号)第87条の3第1項の規定による土地改良事業(以下「機構関連事業」という。)が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

(農用地等の貸付先の決定ルール)

**第7条** 公社が農地中間管理権を取得した農用地等を貸し付けるに当たって、地域計画の区域外の農用地等においては、原則として貸付先の農業経営において、新たに借り受ける農用地等と現に耕作を行っている農用地等(農作業を受託している農用地等を含む。)が、おおむね1 $\frac{1}{2}$ 以上の団地を形成するものであることとする。ただし、その農業経営において新たに借り受ける農用地等が新規就農希望者(農業後継者を含む。)若しくは新たな分野の農業を始めようとする農業者の農業経営を行うためのもの、花き栽培等集約栽培を行うためのもの又は土地改良事業等と相まって実施する場合等であって、おおむね1 $\frac{1}{2}$ 以上の団地を形成することができない場合は、その農業経営の状況及び当該農用地等の所在する地域における営農類型ごとの農業経営の状況を勘案し、市町村及び農業委員会の意見を聴いて農用地等の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に加え、区域別に定める貸付先の決定の内容は次のとおりとする。

- 一 公社は、地域計画の区域内の農用地等において、促進計画の策定によって農用地等の貸付先を決定するに当たっては、地域計画の達成に資するよう、基盤法第19条第3項の農業を担う者として目標地区に位置付けられた者(以下「農業を担う者」という。)に当該農用地等を貸し付けるものとする。また、農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付ける必要が生じた場合、市町村が地域計画の変更を行った上で、当該変更後の地域計画に即して促進計画を定めることが原則となるが、次のアからウのいずれかを満たす場合であって、当該農業を担う者以外の者への権利の設定が「地域計画の達成に資する」ことを市町村が認めた場合においては、当該農業を担う者以外の者に農用地等を貸し付けることができるものとする。

- ア 農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる等、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要がある、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれるとき

- イ 不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったと

きに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付けるとき

ウ 農業を担う者に貸し付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付ける場合(目標地区の達成に支障を生じない場合に限る。)

二 公社は、地域計画の区域外の農用地等では、農業委員会の要請又は法第19条第2項の規定による促進計画の案の提出があった場合に、貸付けを行うことを基本とし、次のアからウに掲げる全ての内容を満たす場合に貸付けの決定を行うことができるものとする。

ア 農業委員会の要請又は法第19条第2項の規定による促進計画の案の提出があった場合を基本とすること。

イ 農業委員会又は市町村等からの提出のあった促進計画の案について、次の①から③の観点について十分に確認を行うこと。

① 農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資するものであること。

② 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものであること。

③ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものであること。

④ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものであること。

ウ 公社は、公社のホームページに、当該計画について利害関係人が意見を提出することができる期間及び意見提出の方法(電子メール、郵送等)を明示した上で、意見聴取を行うものとする。

なお、ホームページによらない場合にあっては、これまで公社が行った借受け希望者の候補者リストの活用、新たに借受け希望者を募る方法などにより、意見聴取を行うこともできるものとする。

3 公社の貸付期間については、地域計画の達成及び貸付先の経営の安定・発展に資するよう長期とすることを基本とするが、地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農用地等の再配分ができるよう措置するものとする。

4 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、貸付先に対し書面の交付により説明を行うものとする。

(賃料の水準及び支払の方法等)

第8条 公社が借り受けるときの賃料及び県公社が貸し付けるときの賃料については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する借賃の動向等を勘案しつつ、当該地域における基盤整備の状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、所有者及び貸付先と協議のうえ決定することを原則とする。

(農業経営の委託を受ける農用地等の基準)

第9条 公社は、農業経営の委託が必ずしも一般的に行われているものではないことを踏まえ、貸借を基本とした上で、止むを得ない事情により貸借が困難であると認められる場合に農業経営の委託の協議を行うものとする。

- 2 公社は、農業経営の受託者(公社から農業経営等の委託を受ける者をいう。以下同じ。)が特定されている場合に限り、委託者(公社に農業経営等の委託を行う者をいう。以下同じ。)と農業経営の委託の協議を行うものとする。
- 3 その他の基準については、第5条の規定を準用する。

(農業経営の受託の方法)

第10条 農業経営の受託に当たっては、あらかじめ受託者の選定及び条件の調整(促進計画の記載事項である権利設定の始期・終期、存続期間、損益の算定基準、決済の相手方、決済の方法等)を行い、調整が調ったものを取り扱うこととし、原則として委託の一括方式(委託者から公社への委託及び公社から受託者への委託を一の促進計画で行うことをいう。以下同じ。)により取り扱うものとする。

- 2 農業経営の受託に係る権利の存続期間又は残存期間については、市町村、農業委員会、公社等で委託者及び受託者と協議の上、公社が決定するものとする。
- 3 その他の方法については、第6条に準ずるものとする(同条第7項を除く。)

(農業経営の受託者の決定ルール)

第11条 農業経営の委託については、第7条及び第8条の規定に準ずるものとする。

- 2 農業経営の委託に係る権利の存続期間又は残存期間については、市町村、農業委員会、公社等で委託者及び受託者と協議の上、公社が決定するものとする。
- 3 農業経営の委託に当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、農業経営の受託者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

(農作業の委託を受ける農用地等の基準)

第12条 公社は、地域計画の区域内の農用地等については、目標地区の実現に資する場合において農作業を受託することができるものとする。

- 2 事業の効率的かつ効果的な実施の観点から、農作業の受託については将来的に農地中間管理権の設定に移行することが見込まれるものを対象とすることが適当であることから、公社が受託する農作業の種類については、「特定農作業受託(注)」又は基幹三作業以上の受託」を原則とする。

(注) 「特定作業受託」とは、受託者が、基幹三作業(水稻にあつては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては、耕起・整地、播種及び収穫、その他の農産物にあつてはこれらに準ずる農作業をいう。)の全てを受託して自ら農作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること

並びにその販売の収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託のこと。

(農作業の受託の方法)

第13条 農作業の受託に当たっては、あらかじめ受託者の選定及び条件の調整(促進計画の記載事項である農作業の内容、農作業の委託に係る始期・終期、契約期間、対価、支払方法等)を行い、調整が調ったものを取り扱うこととし、原則として委託の一括方式により取り扱うものとする。

- 2 対価の支払方法については、委託者及び受託者との協議の上、原則として公社を経由しないで行うものとする。
- 3 促進計画に定められた農作業の経過及び結果については、受託者が書面等により作業内容ごとに記録し、受託した農作業の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により公社に直接報告するとともに、委託者に対してもその写しを提供するものとする。
- 4 促進計画に定めのない事項(品種、使用する農業用資材、除草・防除の実施時期・回数などに関する事項等)は、委託者と受託者との間で適宜取り決めることとし、公社に対してもその内容を書面等により提供するものとする。
- 5 農作業の受託に係る契約期間については、市町村、農業委員会、公社等で委託者及び受託者と協議の上、公社が決定するものとする。

(農作業の受託者の決定ルール)

第14条 農作業の委託については、第7条及び第11条に準ずるものとする。

- 2 農作業の受託に係る契約期間については、市町村、農業委員会、公社等で委託者及び受託者と協議の上、公社が決定するものとする。
- 3 農作業の委託に当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、受託者に対し、書面の交付により説明を行うものとする。

(委託料の水準及び決裁等の方法)

第15条 公社が農業経営を受託するとき及び公社が農業経営の委託をするときの農業経営に係る損益については、委託者に帰属する。

基本的な農業経営に係る損益の計算式及び決裁の方法については、「農業経営に係る販売金額(共済金等を含む。)」から「農業経営に係る受託経費(受託報酬を含む。)」を差引き、販売金額が受託経費を下回った場合は、原則として、委託者から受託者へ差額を支払うものとする。

具体的な損益の算定については、市町村、農業委員会、公社等が委託者及び受託者と協議の上、決定するものとする。

- 2 公社が、農作業を受託するとき及び公社が農作業を委託するときの委託料について

は、市町村、農業委員会、公社等が委託者及び受託者と協議の上、公社が決定するものとする。

(農地中間管理権等の解除の基準)

第16条 公社の有する農地中間管理権又は農業経営等の受託等に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借、農業経営等の受託又は農作業の委託に係る契約の解除をするものとする。ただし、地域計画の区域内においては、当該区域内の農用地等の効率的かつ総合的な利用に向けて、関係機関が連携して新たな受け手の掘り起こしを行い、必要に応じて目標地図を変更することで、受け手の確保に努めるものとする。

- 一 農地中間管理権の取得後おおむね2年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき
  - 二 農用地等の貸付けの終了後おおむね2年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
  - 三 農業経営等の委託等を受けてから6ヶ月を経過してもなお当該農用地の農業経営等の委託等を行うことができる見込みがないと認められるとき。
  - 四 農業経営等の受託等が終了してから6ヶ月を経過してもなお当該農用地の農業経営等の委託等を行うことができる見込みがないと認められるとき。
  - 五 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき
- 2 前項の解除に当たっては、当該農用地等の所有者と十分協議を行い、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、公社にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

(農用地等の利用状況の報告等)

第17条 公社は、市町村、農業委員会等と協力して、農業委員会の利用状況調査や農地パトロール、近隣住民からの通報等により、公社から賃借権の設定等を受けた農用地等を適正に利用していないおそれがあると判断した場合には、当該農用地等を現地確認し、適正な利用がなされていないときには、賃借権の設定等を受けた者に対して、農用地等を適正に利用するよう指導するものとする。

- 2 前項で公社は、農用地等を適正に利用していないと法第21条第2項の規定に基づく賃貸借、使用貸借又は農業経営の委託等を解除する必要があるか否かの判断を行う上で、必要な限度において、報告書の様式や提出期限を示した上で、書面により農用地等の利用状況の報告を求めることができる。

(農地中間管理権を有する農用地等の利用条件の改善を図る業務の実施基準)

第18条 公社は、農業競争力強化基盤整備事業等の基盤整備事業について、当該事業関



係部署と連携を図り、農地中間管理事業を積極的に活用するよう推進するものとする。

2 公社は、当該農用地等が所有者から公社に10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、関係機関等と協議した上で利用条件改善業務(法第2条第3項第3号の業務をいう。以下同じ。)の実施を決定することができ、整備実施主体が、当該業務を行うものとする。

一 当該農用地等の具体的な貸付先が決まっており、その貸付先が当該整備を希望しているとき

二 利用条件の改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

三 第21条の研修事業の実施のために利用条件の改善が必要となったとき。

(農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応ずるための体制)

第19条 農地中間管理事業に係る相談又は苦情に迅速に対応するため、市町村ごとに窓口を設置し、公社がこれに協力するものとする。

2 公社は、ホームページ等で相談受付窓口の設置を行うものとし、市町村等と連携を図りながら対応するものとする。

(農地中間管理事業に係る業務委託の基準)

第20条 公社は、農地中間管理権の取得の決定等を除き、農地中間管理事業に係る業務のうち、次に掲げる業務について、市町村、市町村公社、農業協同組合、土地改良区等の同意を得た上で、業務委託を行うことができるものとする。

一 相談窓口

二 出し手及び受け手との交渉

三 借受予定農用地等の位置、耕作状況、権利関係等の確認

四 契約締結に係る事務

五 借受希望者の選定及び交渉

六 出し手及び借受希望者に対する機構関連事業が行われることがあることの説明

七 利用条件改善の業務

八 賃料の収受・支払

九 農用地等の管理

十 その他委託が必要と認められる業務

2 公社は、農地中間管理事業に係る業務のうち、委託しようとする業務を適切かつ確実に実施することができる者であるかどうか、相手方の能力・実績等を確認した上で判断するものとする。

3 公社は、市町村以外に業務委託を行った場合には、必要に応じて当該委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

- 4 公社は、透明性を担保する観点から、委託する業務内容を明確にして、毎年度の事業計画等において、委託する業務内容を明確にするるとともに、委託コストの削減に努めるものとする。

(農地中間管理権を有する農用地等を利用して行う研修事業の実施基準)

第21条 公社は、農地中間管理権を取得した農用地等において、新規就農希望者(農業後継者を含む。)及び新たな分野の農業を始めようとする農業者(以下「新規就農希望者等」という。)に対する農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修の事業(以下「研修事業」という。)を行うことができるものとする。

- 2 公社は、研修事業を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該研修の用に供する農用地等について、新たに農地中間管理権を取得するものとする。
- 3 本事業は、公社が農地中間管理権を取得する前に、研修を行う研修受入農家、指導農業士、担い手組織、地域の農業事情等に精通した農業者、隠岐支庁農林水産局、東部・西部農林水産振興センター農業普及部、農業協同組合、関係機関等である市町村、農業委員会、農林改良青年会議、青年農業者等育成センター等と十分に協議、調整を行い、役割分担を明確にしたうえで実施するものとし、新規就農希望者等が効率的かつ安定的な農業経営を目指し、青年等就農計画の認定を受けるよう促すものとする。
- 4 研修の実施期間は、新規就農希望者等の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、おおむね2年以内とするが、前項の関係者及び関係機関等と協議の上決定するものとする。
- 5 公社は、前第2項の関係者及び関係機関等と連携を密にし、新規就農希望者等の農業の技術又は経営方法の習得状況を確認したうえで、当該新規就農希望者等へ当該研修に係る農用地等の貸付けを行うものとする。

(共有者不明農用地等の対応)

第22条 公社は、共有持分を有する者の一人が判明しており、かつ2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない農用地等について促進計画を定めようとするときは、農業委員会に対し、不確知共有者に関する情報の探索を要請するものとする。

- 2 公社は、農業委員会に対し前項の要請をするときは、定めようとする促進計画を併せて提出するものとする。
- 3 公社は、農業委員会から不確知共有者のみなし同意(法第22条の4に規定する同意をいう。)の通知があったときは、当該促進計画について知事に認可申請を行うものとする。

(所有者不明農地等の対応)

第23条 公社は、農地法第32条又は第33条に規定する利用意向調査において、所有者等が農地中間管理事業を利用する意思を表明した農地について、農業委員会から同法第

35条に基づく通知があった場合、第5条に規定する内容を踏まえ、当該農地を借り受けることが必要であると判断した場合には、当該農地の所有者等に対し、当該農地に係る農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。

2 農地法第36条に基づき、農業委員会が農地中間管理権の取得について公社と協議すべきことを農地の所有者等に勧告した場合において、当該勧告を受けた者との協議が調わず、又は協議を行うことができないときは、公社は第5条の規定の内容を踏まえ、当該勧告に係る農地を借り受けることが必要であると判断した場合には、同法第37条の規定に基づき、知事に対し当該農地の農地中間管理権の設定に関し裁定を申請するものとする。

3 公社は、所有者等を確認することができない農地について、農業委員会から農地法第41条に基づく通知があった場合、第5条の規定の内容を踏まえ、当該農地を借り受けることが必要であると判断した場合には、知事に対し当該農地の農地中間管理権の設定に関し裁定を申請するものとする。

(不適正な事案が生じた場合の対応)

第24条 公社は、農地中間管理事業の実施に当たって、個人情報漏えい、賃料の誤收受等の不適正な事案が生じた場合には、第20条で決定した委託先と事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施等を適切に行うとともに、速やかに県に報告し、必要に応じて指導を仰ぐものとする。

2 前項の発生事案に係る対応状況や再発防止策等については、直近の農地中間管理事業評価委員会に報告し、評価を受けるものとする。

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか、農地中間管理事業の実施に必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、土地改良法等の一部を改正する法律の施行日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。
2. 経過措置

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条及び第 10 条の規定により市町村が定める農用地利用集積計画によって、機構が農地中間管理権の設定等を受け、又は賃借権の設定等を行う場合の取扱いについては、本規程「第 5 条」から「第 7 条」及び「第 9 条」から「第 11 条」に準じて行うものとする。